

令和2年度における独立行政法人情報処理推進機構の中小企業者に関する契約の方針

令和2年12月

独立行政法人情報処理推進機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に即して、令和2年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和2年度の当機構における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、比率が24.7%、金額が約645百万円になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、概ね倍増の3%を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 中小企業・小規模事業者との契約において、納期・工期の柔軟な対応を行うとともに、速やかに代金の支払いを行うよう努めるものとする。

(2) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

- (1) 入札情報について、ホームページへの公示に加え、メールマガジン等の広報媒体を活用するなど、機構からの情報発信する仕組みを継続する。
- (2) 年間発注予定表を策定し、ホームページへ掲載することによって、予見可能性を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

3 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 中小企業・小規模事業者が参加できるよう、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとし、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。
- (2) 中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、入札までの期間を十分に確保する。

4 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

5 中小石油販売業者に対する配慮

- (1) 石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- (2) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- (3) 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

6 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の受注機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 過去の実績を過度に求めない運用の推進

(1) 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。

(2) 役務等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、仕様及び評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

2 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合は、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

3 「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、見積先が固定化しないよう「ここから調達サイト」の情報等を利用し、新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

4 官公需適格組合の活用の促進

官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、調達担当課に対して一層の周知に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、当機構に推進本部を設置する。推進体制は、別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当課に対し改善策を指示する。

2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

3 本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

(別紙)

推進本部

本部長	理事長	
本部員	統括参事	
〃	総務部	部長
〃	財務部	部長
〃	戦略企画部	部長
〃	デジタル戦略推進部	部長
〃	産業サイバーセキュリティセンター	センター長
〃	産業サイバーセキュリティセンター 企画部	部長
〃	セキュリティセンター	センター長
〃	セキュリティセンター 企画部	部長
〃	社会基盤センター	センター長
〃	社会基盤センター 企画部	部長
〃	IT人材育成センター	センター長
〃	IT人材育成センター 企画部	部長

(事務局 財務部)